（質問者１）

依存症対策としてコンプを規制するというような表現の説明であったが、依存症対策をしないと駄目なような人がコンプの対象になるわけがなく、ハイローラーがコンプの対象になっている。

だから、昔から言われているように、ＩＲはハイローラーから収益を上げるような仕組みの法案にすべきだと思う。そうすべきなのを、日本型ＩＲとしてMICEを挙げている。MICEをやるから、MICEに来る客を対象にすれば、ハイローラーを対象にする必要はないという意見も出てくるかと思う。ところがその弊害として、単一事業を一団の土地で運営することを急にしたが、一団地の土地を一事業者でさせなければ駄目だという論理はどこにも出てこない。むしろ、行政が区域整備計画を作るため、複数の事業者を集めて、そこで調整して、その地域に最適なＩＲの業者を複数入れてそのＩＲを作るべきだと思う。

それを一団の土地に一事業者、これはMICEをやるためには非常に適切な仕組みだと思う。このためこの法律全体がMICEをやるために作った法律だと。ところが、シンガポールと共同でMICEをつくったサンズはもう大阪に出てこないと言っている。そうしたら、大阪のＩＲというのが何をよりどころにしてこれから発展していけばいいのか。地方が、国際級の国際会議場を作って、それでどんどん収益を上げていくなんて馬鹿げた話はできっこない。横浜や東京ではできると思うが、大阪はそのハンディキャップが非常に大きい。先ほど、法改正ができないと言っていたが、憲法でも変えようかとしている時代であり、法律なんていくらでも変わっている。即刻、今の法律の基本姿勢を変えていただきたい。なぜMICEを中核施設に入れ込んだか、この理屈は全然わからない。

（回答者：職員）

ＩＲ整備法で求められる基準の施設を整備していくことが我々に求められている責務であると考えている。先ほどMICEに関しては、大阪は東京や横浜に遅れ、ハンディキャップがあるというご意見をいただいたが、世界水準の規模と質を兼ね備えたMICE施設を整備することにより、国内さらには海外でのMICEの都市間競争に勝ち抜くことができると考えている。また、ハード面だけでなく、ソフト面での取組みもしっかり行い、大阪に新たなMICEを誘致していきたい。

（回答者：丸田講師）

コンプについては誤解があったようで、依存症だけではなく不正の観点からもご説明したつもりであったが、ご指摘のようにコンプについては、VIPが金額的、率についても非常に手厚いということは事実である。また、諸外国では、例えば依存症の方に関しては勧誘やメールも含めてしないとか、コンプを提供しないといった規制もされており、これが日本でどのようになるかは、これからカジノ管理委員会ができて、その中でどこまで規制がされるかというのはあると思う。

MICEについては、私は一委員であり、特に法律を決め得る立場にはないが、会議等の中で議論としてあったものとしては、現在の日本における国際会議等の開催シェアが、特にアジアパシフィック地域の中でかなり下がってきており、その傾向が止まらないという中で、今回カジノの収益を使って、一つの大きな目玉として大規模なMICE施設を整備するということが、今のＩＲ整備法及びその施行令の中で定められたと理解している。

また、９月４日に観光庁から基本方針案が公表されパブリックコメントを募集していたが、今の日本におけるMICEのシェアを伸ばしていくためのMICE施設が求められていることが明確に記載されており、基本方針案においても、そのような建付けになっている。

（質問者２）

背面調査について質問したい。今回の制度では、都道府県等が事業者選定をして区域整備計画を作成し、その上で事業者がカジノのライセンスを取らなくてはいけない。また、ライセンスはネバダ州のような非常に厳しい審査が求められるということも言われている。

その事業者選定の段階で、ライセンスが取れないような事業者を選びたくないということがあって、基本方針案でも、予備的に何か見なくてはいけないのではないかという話があったと思う。

一方で、今の説明にあったとおり、都道府県等には、カジノ管理委員会のような捜査権限もなかなかない中で、事業者選定のタイミングでどこまで見られるのか。

あとは、ネバダ州で行っているような、たくさんのフォームの中に70項目ぐらいあるが、あれを出されてもなかなか合っているのかどうか見られないなど、そのあたりは基本方針案にも書いてあったが、どこまで予備的に見られるのかについて、何か考えがあったら教えてほしい。

（回答者：丸田講師）

基本方針案でも、自治体による適格性調査を一定程度行うことが望まれると記載されており、その際に背面調査といった場合、おそらく今二つの大きな異なる議論があるのではないかと思う。一つは、現実的には外資系の事業者に対する背面調査と、あとはいわゆるコンソーシアムを前提とした場合、そちらの受け皿となる日本企業側の背面調査という二種類が想定されているかと思う。

まず、日本企業側の背面調査においては、反社会的勢力であれば論外であるが、今までの議論の内容からすると、おそらく、しっかりとした企業がしっかり情報を出していただければ、そこで何かの項目に抵触するということは想定されないのではないか。

もし、仮に何らかの問題があるとすれば、例えば情報を意図的に出さないこと。信頼性や清廉性の中に、いわゆる正直であることも含まれているので、それによって何か問題が生じた場合には、その方を事業から外していただくといった対応を国としては考えていると思われる。要するに、ライセンスを下ろさないのではなく、運営体制を直していただくという前提かと思う。

一方で、外資系の事業者に関しては、確かに日本の国内だけでは情報が得られない部分もあるが、これをどう考えるかは別として、世界のマーケットでは、国や米国各州などからの委託で、そういった調査をしている専門事業者がいるのも事実である。

私は、基本方針案を拝見したところ、おそらく後者に関して、外部委託による一定の調査も、場合によっては想定された上ではないかと個人的には解釈しているが、どこまで必要かはパブコメの回答等の中で明らかになるのではないか。

（質問者３）

これまで大阪府市から示されているＩＲ誘致のスケジュールでは、2024年末の開業をめざすとなっている。その時点での整備工程でも並行して進められる万博施設整備や基盤整備といった事業が輻輳し、とてもハードなスケジュールと言われている。そのような中、カジノ管理委員会の設置や基本方針の公表が遅れており、目標とする2024年末にＩＲ施設を全て完成するというのは困難ではないかとの声も聞こえている。

そこで聞きたいのが、万博開催時において完成しているＩＲ施設の一部先行開業というのは可能なのか。もし可能であれば、優先度を設定した施設整備も検討されるものと思う。ＩＲ整備法における基本的な考え方を聞きたい。

（回答者：職員）

国の基本方針案において、基本方針案に基づき、実施方針の策定や、事業者の公募等に着手することが可能であるとされている。最終的にカジノ管理委員会が設立され、基本方針が策定された時点で修正すべき点があれば、その内容を修正する必要はあるが、基本方針案に基づき、次のステップに移ることについては可能である。

また、ＩＲの一部早期開業についても、一定の基準を満たせば可能であることが基本方針案に記載されている。

我々としては、基本方針案が公表されたことを受け、速やかに実施方針の策定や、事業者の公募・選定といった手続きを行い、2024年度末にＩＲが開業できるように引き続き取組みを進めていきたいと考えている。

（質問者４）

配布資料12頁の「大阪ＩＲの想定事業モデル」で規模等が説明されているが、規模感がよくわからない。シンガポールの二つの施設を事例として挙げているため、この施設等を対比してどのぐらいの規模を考えているのかを理解したいので、比較データを提供してほしい。

（回答者：職員）

総延床面積100万㎡は、あくまで現在の我々の想定であり、実際、ＩＲ事業者の提案内容等により具体的に数値化されていくが、シンガポールにある２つのＩＲの総延床面積をみると、マリーナ・ベイ・サンズが約60万㎡、リゾート・ワールド・セントーサが約34万㎡で、２つ合わせて94万㎡となり、大阪ＩＲはそれを上回る延床面積と想定している。

また、年間来場者数は、国の資料によると、マリーナ・ベイ・サンズが約4,500万人、リゾート・ワールド・セントーサが約2,000万人。１人の方が２ヶ所のＩＲに行っている場合もあるため、単純に積み上げてよいかわからないが、合わせると約6,500万人になる。

（質問者４）

両施設を合計しているが、これは同じエリアにあるわけではないのか。

（回答者：職員）

マリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサは離れた場所にある。

（質問者４）

合計する必要はないということか。

（回答者：職員）

合計する必要はないが、規模感が分かりやすいよう、合計して説明をさせていただいた。

（質問者４）

リゾート・ワールド・セントーサの総延床面積は、大阪ＩＲの３分の１であるが、来場者数は、大阪ＩＲの方が少ない見積りをしているということか。

（回答者：職員）

面積に対する来場者数という観点でみるとそうであるが、実際に、今後どのような施設ができるかにより、想定内容は変わってくるものと考えている。

（質問者５）

ＩＲについて反対の方の声が大きくマスコミに出ているが、その人達は、ギャンブル依存症の問題があるからだめなのか、ＩＲ本体があるからだめなのか、どういう意味なのか。丸田講師はどう思っているのかお聞きしたい。

（回答者：丸田講師）

あくまで私見ということでお願いしたい。特に反対という声は、マスコミのスタンス等にもよると思うが、私の理解では、カジノ＝ＩＲという誤解をされている面も多いと感じる。

日本型ＩＲではカジノは総延床面積の３％しかなく、ＩＲには、大規模な会議場やエンターテイメント施設ができ、ファミリーが来たくなるような、あるいはランドマーク的な施設になる。

マリーナ・ベイ・サンズのように、見ただけで行ってみたいと思うような施設を想定されているということの理解が不十分だと感じる。例えば、横浜であれば、ベイエリアの景観に、巨大なパチンコ屋ができるという誤解をされてる方も非常に多いかと思う。

実際に、街頭等でＩＲはこういうものでこういった魅力的なものがあって、中にカジノがあるということを、諸外国の例も含めてしっかりとした説明をすると、過半数の人が反対なのではなく、もし、それが良いものだったら行ってみたいという、ある意味ニュートラルなスタンスの方が想定以上に多いと理解しているところである。

ＩＲが日本にはないため、おそらくイメージを持ちづらいと思われる。また、シンガポールに行って、ＩＲを実際に体験された方がそれほど多いわけではないので、まだまだ、その辺りの理解が進んでいないものと個人的には考えている。